

大分地方裁判所委員会議事要旨

1 開催日時

平成21年7月15日(水)午後3時00分から午後4時30分まで

2 場所

大分検察審査会会議室

3 出席委員

今川敦子，衛藤嘉幸，加藤 誠，後藤佐智子，下郡恵美子，鈴木宗嚴，奈良山雅俊，野村武範(五十音順，敬称略)

4 議事内容

(1) 新委員自己紹介(野村委員)

(2) 検察審査会制度について

ア 検察審査会事務局から制度等の説明

イ 元検察審査員から経験談等の紹介

(3) 意見交換(:委員， :裁判所， 元検察審査員)

検察審査員の出頭率があまり高くないとの説明があったが，通常の認識では，出頭しない場合の罰則を恐れて，絶対に裁判所に行かなければならないとの気持ちが働くのではないかと思うが，これまで実際に罰則が適用されたケースはあるのか。

実際に罰則を適用したケースはないと思う。なお，平成20年11月28日以降，質問票の送付を受けた検察審査員候補者については，選定前辞退制度が導入され，辞退が認められた場合には裁判所に出頭する必要がなくなった。

検察審査会議において，検察審査員間で議決に際して意見が分かれることはあるか。

議決に至るまでの過程において審査員の見解が異なることはあったが，最終的な議決の段階では意見はほぼ全員一致した。

検察審査員の任期は6か月となっているが短すぎるということはないか。

確かに短期間であり審査する事件も数件であるので、不完全燃焼という気持ちはある。もっと多くの事件を審査してみたかった。

審査会議を進行するに当たって、法律の専門家のアドバイスがほしいと思ったことはないか。

法律用語が分からないことはあったが、そういう場合は検察審査会事務局から分かりやすく説明してもらったので、特に専門家がいないと困るようなことはなかった。

審査員を経験してみて、当初の感覚と任期を終えた後の感覚はどのように変わったか。

当初は、気が進まない状態で渋々裁判所まで来ていたが、振り返ってみると、審査員の任務を最後までやり遂げたという達成感があり、貴重な良い経験をさせてもらった。ほかの審査員も同様の感想を持っている人が多かった。以下は、制度に対する私の感想である。

ア 検察審査制度は、判決を下すという最終判断ではないので、心理的負担は比較的少なかった。一般の市民にとっては参加しやすい制度である。

イ 自分の意見を遠慮なく発言することができた。本当の意味での民意を反映する制度である。

ウ 検察審査会法の改正により起訴議決制度などが導入されたことで、検察審査会の権限が拡大され、以前よりも一層民意が反映される制度となった。

5 次回期日及びテーマについて

(1) 日時

平成21年12月18日(金)午後3時から

(2) 場所

大分地方裁判所大会議室

(3) テーマ

「裁判員制度の実施状況等について」